

政務活動費交付申請書

平成30年4月24日

栃木市長 鈴木俊美様
（栃木市議会議長経由）

会派の名称 公明党議員会
会派代表者氏名 入野 登志子
（所属議員3人）

政務活動費の交付を受けたいので、栃木市議会政務活動費の交付に関する
条例第4条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額 1,789 円
（平成30年4月分）

<内 訳>

項 目	金 額	備 考
研究研修費	円	
調査旅費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	円	
会議費	円	
人件費	円	
その他の経費	1,789円	タブレット端末通信料等
支出合計	1,789円	



政務活動費実績報告書

金額 1,789 円

平成30年4月24日

会派代表者氏名 入野登志子 


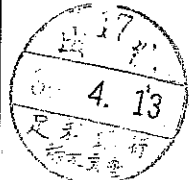
支出項目	その他の経費
内 訳	<p>①タブレット端末利用料(入野・古沢・小久保) H30.4月分(4月1日～20日) ※20日タブレット返却 @680×20/30=453円 @453×3人=1,359円</p> <p>②パソコンのインターネット利用料(入野) H30.4月分(4月1日～24日) @3,229円×24/30×1/6=430円</p>
事 由	<p>①議会活動タブレット利用のため ②調査研究活動のため</p>
債権者 住所・氏名	<p>①栃木市 栃木市万町9-25 栃木市長 鈴木俊美</p> <p>②ケーブルテレビ(株) 栃木市樋ノ口町45-5 代表取締役 高田光浩</p>

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	公明党議員会	科 目	その他の経費
-------	--------	-----	--------

納入通知書兼領収書


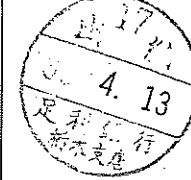
平成30年度	通知書番号 6700002282-00-00
納付者	栃木市平柳町2-8-17 入野登志子 様
タブレット端末通信料政務活動費分 平成30年4月分	
納付金額	453円
納入期限	
所属	34100000 議会事務局 議事課
会計	01 一般
款	20 諸収入
項	05 雑入
目	04 雑入
節	02 雑入
細節	01 雑入
説明	24 タブレット端末自己負担金等 (議事課)
上記のとおり納付してください。	
栃木市長 鈴木 俊美	
栃木市	収納済印 

65000009430000



A 4 3 0 6 7 0 0 0 0 2 2 8 2 0 0 0 0 A

納入通知書兼領収書

平成30年度	通知書番号 6700002270-00-00
納付者	栃木市柳橋町12-22 古沢ちい子 様
タブレット端末通信料政務活動費分 平成30年4月分	
納付金額	453円
納入期限	
所属	34100000 議会事務局 議事課
会計	01 一般
款	20 諸収入
項	05 雑入
目	04 雑入
節	02 雑入
細節	01 雑入
説明	24 タブレット端末自己負担金等 (議事課)
上記のとおり納付してください。	
栃木市長 鈴木 俊美	
栃木市	収納済印 

65000009430000




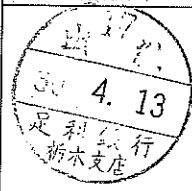
A 4 3 0 6 7 0 0 0 0 2 2 7 0 0 0 0 0 A

(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	公明党議員会	科 目	その他の経費
-------	--------	-----	--------

納入通知書兼領収書

平成30年度	通知書番号 6700002269-00-00
納付者	栃木市大平町上高島120-3 小久保かおる 様
タブレット端末通信料政務活動費分 平成30年4月分	
納付金額	453円
納入期限	
所属	34100000 議会事務局 議事課
会計	01 一般
款	20 諸収入
項	05 雑入
目	04 雑入
節	02 雑入
細節	01 雑入
説明	24 タブレット端末自己負担金等 (議事課)
上記のとおり納付してください。	
栃木市長 鈴木 俊美	
栃木市	
	収納済印 

65000009430000



(様式第5号)

領収書添付票

会 派 名	公明党議員会	科 目	その他の経費

領 収 証

入野 登志子 様

金額 ¥3,229

但 平成30年4月分
インターネットご利用料として

平成30年4月24日

上記正に領収いたしました

ケーブルテレビ株式会社

〒328-0024 栃木県栃木市榎之口町43-5

TEL0282-25-1811/FAX0282-25-1811

$$\textcircled{a} 3,229 \times \frac{24}{30} \times \frac{1}{6} = 430.19$$

マニュアルより

通信費

・インターネット利用料（回線及びプロバイダー）

1人年間使用料の1/6を充当

・議会が指定するタブレット型端末の通信経費については、1/6とする。